



NTTの光回線を利用して多くの事業者（光コラボレーション事業者）が、光回線だけでなく、プロバイダーや携帯電話などをセットにした独自のサービスを提供しています。消費者にとっては契約先の選択肢が増え、また、光回線とプロバイダー契約が一本化されることで、料金が安くなったり、事業者独自のオプションサービスを割安で利用できたりするなどのメリットもあります。しかし、多様化・複雑化した契約内容について、勧誘時の事業者による説明不足や消費者の不十分な理解などによりトラブルや苦情などの相談が増えています。

【相談事例】

- ①大手電話会社を名乗ったのでプラン変更と思い承諾したら、全く別の業者との契約だった。
- ②光回線以外の既契約のサービスが解約になることについて、説明がなかった。
- ③「今よりも料金が安くなる」と言われて契約したのに、かえって高くなった。

ひとこと助言

- 電気通信事業者は、利用者へ契約内容を書面で交付することが義務づけられました。契約書面を受け取った日から8日以内であれば、理由を必要とせず、書面による意思表示により、契約を解除できます。
- 光コラボレーション事業者が提供する光回線サービスは、NTTとの契約変更ではなく、光コラボレーション事業者との新たな契約となります。
- 一度行った光コラボレーション事業者との契約を解除し、再度別会社（NTTを含む）と契約する場合は、解約料が発生したり、電話番号が変わったりする可能性があります。
- 今より安くなると言われても、光回線のほか、プロバイダーや光電話など、さまざまなサービスとセット契約になっている場合などは、逆に高額になることもあります。
- 契約を変更する場合は、今、何を契約して月額いくら支払っているのか、解約時にはいくらの費用負担が発生するのかなど、現在の契約内容を事前に確認し、新たな契約内容と比べたうえで慎重に検討しましょう。



見守るくん



県内で架空請求詐欺が急増!!

身に覚えのない有料動画サイトの未納料金を電子マネーギフト券で支払うように要求してくる架空請求詐欺が県内で急増しています。身に覚えのない有料サイトの料金請求には決して応じず、不審な請求をしてきた相手には連絡をしないで下さい。

●「おかしいなあ」、「困った!」ときは、迷わずご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290)	FAX 53-2541	
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課	☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課	☎77-3112
消費者ホットライン	☎188 (イヤヤ)		